

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 18 日

福岡県薬剤師会長 様

九州厚生局指導監査課長

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いの周知について（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和 6 年度診療報酬改定において、令和 6 年 12 月 31 日で経過措置の期限が到来する施設基準について、令和 7 年 1 月 1 日以降も引き続き算定する場合には、届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、令和 6 年 12 月 13 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（別添 1）により、**令和 7 年 1 月 10 日（金）まで**に届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月 1 日に遡って算定することができるものとされました。

当局においては、届出漏れが生じないように、当該経過措置に係る施設基準を届け出ている保険薬局に対し、周知文書（別添 2）を送付することとしておりますが、貴会におかれましても、当該取扱いの会員各位への周知についてご配慮いただければ幸いです。

なお、当局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] にて関係通知及び届出様式等を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

記

取扱いの概要

- 1 経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合
届出する施設基準（連携強化加算）の表紙（別添 2）及び様式 87 の 3 の 4 の提出が必要となります。（詳細は別添 1 の別紙をご参照ください。）
なお、当該取扱いは、令和 6 年度診療報酬改定において、**令和 6 年 12 月 31 日に経過措置の期限が到来する施設基準のみが対象**となります。
- 2 要件を満たさない場合
施設基準を満たしていない場合は、辞退の届出書が必要となります。

事 務 連 絡
令和 6 年 12 月 13 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）により示しているところであるが、当該通知の第 4 表 2 に掲げる項目であって、その項目を令和 7 年 1 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているものについて別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和 7 年 1 月 10 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

令和6年12月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和7年1月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

区分	項番	届出対象 (令和6年3月31日において下記施設基準を 届出していた保険医療機関)	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式※
初・再 診料	1	外来感染対策向上加算	令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(13)に該当するものとみなす。	外来感染対策向上加算	別添7、別添7の様式1の4
入院基本料等加算	2	感染対策向上加算1～3	令和6年3月31日において現に感染対策向上加算1、2、又は3の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、それぞれ1(15)、2(14)又は3の(10)に該当するものとみなす。	感染対策向上加算1～3	別添7、別添7の様式35の2

※[記載上の注意]にある添付書類は不要。

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式
調剤基本料	1	連携強化加算	令和6年3月31日において現に連携強化加算の届出を行っている保険薬局については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(1)に該当するものとみなす。	連携強化加算	別添2、別添2の様式87の3の4

令和 6 年 12 月 18 日

保険薬局 開設者 様

九州厚生局指導監査課長

令和 6 年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いについて（お知らせ）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度診療報酬改定において、令和 6 年 12 月 31 日で経過措置の期限が到来する施設基準について、令和 7 年 1 月 1 日以降も当該点数を引き続き算定する場合等には、再度の届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、令和 6 年 12 月 13 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（以下「本省事務連絡」という。）により、令和 7 年 1 月 10 日（金）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月 1 日に遡って算定することができるものとされておりますので、当該点数を引き続き算定する場合は、届出漏れのないようご留意願います。

なお、既に当該経過措置に係る届出がお済みの場合は行き違いになりますので、ご容赦願います（再度の届出は不要です。）。

記

- 1 令和 7 年 1 月 1 日以降も算定する場合に届出が必要なもの（※裏面の表を参照）
・連携強化加算

- 2 提出書類

- （1）経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

届出する施設基準（連携強化加算）の表紙（別添 2）及び様式 87 の 3 の 4 を 1 通ご提出ください。

※ 上記の取扱いは、令和 6 年度診療報酬改定において、令和 6 年 12 月 31 日に経過措置の期限が到来する施設基準のみの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- （2）要件を満たさない場合

施設基準を満たしていない場合は、辞退の届出書をご提出ください。

3 届出に用いる様式について

届出様式（添付書類一覧を含む）及び本省事務連絡について、九州厚生局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] に掲載していますので、ご確認願います。

（トップページ上部のバナー〔令和6年度診療報酬改定（改定時集団指導、施設基準、疑義照会等）〕＞〔令和6年度診療報酬改定に係る「施設基準の届出等」について〕〔・特掲診療料の届出一覧〕をクリックしてください。）

4 届出方法等

（1）届出期限

令和7年1月10日（金）〔必着〕（経過措置に係る届出に限る）

（2）届出方法

届出については、原則として「郵送」でお願いします。

令和7年1月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式
調剤基本料	1	連携強化加算	令和6年3月31日において既に連携強化加算の届出を行っている保険薬局については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(1)に該当するものとみなす。	連携強化加算	別添2、別添2の様式87の3の4

【届出及び問合せ先】

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 3-2-8

住友生命博多ビル 4階

九州厚生局指導監査課

TEL092-707-1125